



誘導区域図

(1 / 27)

行政区域
都市計画区域
市街化区域

都市機能誘導区域
中心拠点
地域拠点

居住誘導区域
一般居住区域
公共交通沿線居住区域
居住環境形成区域

その他市街化区域
一般市街化区域
その他市街化区域
土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、
その他の市街化区域、公共交通沿線居住区域、
居住環境形成区域、その他の市街化区域、
特別利用地区、地区計画のうち宅地の建築が制限されている区域、みたけ地区を除く工業地域、
耕作地、公園

0 100 300 500m
1,250m

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の盛岡市域都市計画図(1/2500, 1/10000)を複製したものである。
(水印番号)平成29年8月21日岩手県指令第8-5号

